

## 不祥事防止委員会設置要項

広島県立庄原特別支援学校

### (設置)

第1条 校務運営規程第5章第17条に基づき、不祥事防止委員会を設置する。

### (担当者の構成)

第2条 委員は校長が指名する。

### (業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止にかかる次の業務を遂行する。

- (1) 年間活動計画の作成
- (2) 学校の課題に対応した研修の企画・実施
- (3) 児童生徒の実態を把握するためのアンケート、モニター調査の実施
- (4) 注意喚起及び意識啓発
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- (7) P T A等との意見交換

### (その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

### 附則

この要項は、平成22年1月29日から施行する。